

四国中央市の子どもを育てる市民会議要綱

(設置)

第1条 四国中央市の子どもの健全な育成の環境整備及び市民意識の醸成を図るため、市民と行政の協働による、四国中央市の子どもを育てる市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 市民会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どものいじめ、不登校問題等事業に関すること。
- (2) 子ども見守り運動の協力依頼事業に関すること。
- (3) 子どもの非行防止事業に関すること。
- (4) 子どもの人権に関連する事業に関すること。
- (5) 青少年健全育成団体等の活動との連携事業に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事業。

(組織)

第3条 市民会議は、委員及び同条第2項の参画団体等をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 青少年健全育成団体等の代表者又は当該団体等から推薦された者
- (2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校から推薦された者
- (3) 四国中央警察署長が指名する者
- (4) 市議会教育厚生委員長の職にある者
- (5) 関係行政機関の職員

(役員)

第4条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は教育長を、副会長は総務部長及び委員の互選により選出したもの1名をもって充てる。

3 監事は、委員の互選によるものとする。

(任務)

第5条 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。

2 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、第2条に規定する事業を企画、立案し、その執行を掌るものとする。

4 監事は、市民会議の経理を監査するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の任期が満了した場合において、委員は、後任の委員が選任されるまでの間は、当該委員の職務を行うものとする。

(会議)

第7条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員の互選により選任する。
- 3 会議は、年1回開くものとする。ただし、協議を要するときは、随時、開催する。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 5 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民会議を所管する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。